

5/17 井前 2

② 中

民法第501条(自給)と第502条(共同所有
保障)とをよびつらうに、米の支給

を中核として、軍用食糧の供給のほかに、
米の^加わった食糧の供給の体制に
る現状 ~~は、~~ ~~米の供給体制~~

→ ~~米の供給体制~~、民法第501、502条
が、食料と食糧供給の体制変化による
米の支給を指し、^{米の}_{の支給}

民法第501条の精神からみて、大抵
反省を必要とする段階に至るとし、

1965年は米の供給体制
で、民法第501条の規定からみて、
民法第501条のあり方について

再検討を加えるべきではないか。

c092-006-010